

平成 26 年 12 月 25 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 12 月 25 日（木）開会：午前 9 時 29 分 閉会：午後 1 時 5 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 大石伸雄（政新会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

八木米太郎（蒼士会）

山田ますと（公明党議員団）

他に、委員外議員として、田中正剛副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

まず、条例の前文について、文言の整理が必要とされていた箇所に対する各派の意見（対案）を聴取しました。協議の結果、前文は下記のとおりとすることで全委員が了とされ、条例全体の再確認は今後行うこととなりますが、前文及び各小理念のすべて仮決定となりました。

【前文】

西宮市議会は、大正 14 年（1925 年）の市制施行以来、時代とともに発展を遂げる西宮市の地方自治の一翼を担ってきた。しかし、今や我が国は急速な少子高齢化、人口減少、価値多様化の時代を迎えており、本市での進行はやや緩やかながらも大差はなく、地方分権が推進される中において本市も既存の制度や前例に縛られず、このかつてない時代を乗り越えなければならない。

地方自治体が住民、行政、議会の三者から構成されていることを顧みれば、議会はまずみずからがこれら社会の変遷に対応し、ふさわしい進化を遂げるべきである。そこで我々は議論を重ね、積極的な情報公開や、議員間の討議、さらには委員長職務の見直しなど、独自の改革に取り組んできた。

こうした改革をその時々的情勢や、議員の資質に左右されることなく普遍的なものとするためには、理念と手段の明確化と体系化を図らなければならない。我々はその実践を通じてこそ、議会が住民の福祉の増進により大きく寄与できるものと確信する。

よって西宮市議会はここに「西宮市議会基本条例」を制定し、二元代表制の真価を希求するものである。

なお、本条例は、西宮市議会に関する基本的な事項を総合的かつ体系的に規定するものであるので、他の本市議会に関する条例等は、将来に制定される関係条例を含め、本条例との整合性を保ちつつ体系化を図るものとする。

次に、これまで仮決定した条文を総務局法制担当において確認し、文言の整理等の調達を行った箇所について、事務局から説明がありました。各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに意見があれば用意することとなりました。

次に、条例の施行規則について、総務局法制担当と協議した結果、議会の特殊性として「規則」は通常法定のものに限定されることから、名称は「施行規程」とする旨、事務局から説明がありました。また、施行規程の条文案について、事務局の立案段階のもので、総務局法制担当の確認前のもとなりますが、事務局から説明がありました。各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに条文案に対する各派の意見を用意することとなりました。

次に、今後のスケジュールとして、議会運営委員会及び全議員向け説明会の開催日程、パブリックコメントの実施について各委員に説明しました。議会は条例（参画と協働の推進に関する条例）上の実施機関ではありませんが、市の取り扱いに準じてパブリックコメントを実施する方向で意見がまとまりました。また、実施にあたっての市政ニュースの原稿案についても事務局から説明があり、委員から意見のあった箇所は事務局で整理しておくこととなりました。

次回（1月16日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（2）議会報告会について

議会報告会について、本市議会における方向性及び実施する場合に検討すべき内容について、説明しました。各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに検討すべき事項（開催単位、内容の筋立て、進行役、広聴、参加者の動員、総合的広報力の強化、名称、その他意見）に対する各派の意見を用意することとなりました。

次回（1月16日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(3) 政務活動費について

政務活動費について、住民監査請求の結果等から、今後運用基準の見直しを検討すべき課題（タクシーの利用、前泊・後泊基準、事務所費の取り扱い）について事務局から説明がありました。また、領収書等の証拠書類をインターネットで公開することについても、検討すべき課題として委員長から説明がありました。各委員はこれらを持ち帰り、次の委員会までに各検討課題に対する各派の意見を用意することとなりました。

次回（1月16日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(4) 常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、改善の具体案で意見が分かれていた方策について、各派の意見を聴取し、協議した結果、下記の具体案について全委員が了とされました。

《発言の義務付けを行うべき》

委員長は発言の無い者の発言を促すことができる

【具体案】ガイドラインに意味が解るよう掲載する。

同一項目内の再発言を規定し、告知する（関連質問）

【具体案】

- ・関連質問を「他者の質疑を聞いて生じた疑問を質すこと」と定義する。
- ・関連質問が認められることを開会時に述べ、委員は関連質問であることを明確にする。

（口上の例）

なお、一議案または一報告につき、ご自身の質疑が終了したあとに、他の質疑を聞いて生じた疑問を質す場合は関連質問であることを宣言し、内容もこれに基づくよう心掛けてください。

- ・関連質問について委員長職務ガイドラインに記載する。

《質疑の効率化》

規則等に基づいて効率的な質疑が行われるよう委員長が整理権を発揮する（整理権発揮対象を含む）

【具体案】委員会開会冒頭に口上を述べる。

（口上の例）

なお、質疑においては会議規則第55条に基づき、簡明で議題の範囲を超えない発言を心がけ、意見は討論等にて述べてください。また発言が「明白な錯誤」「著しい趣旨不明瞭」「不適切」「既に答弁された内容のみの繰り返し」と判断した場合は、委員長として議事整理権発動の対象と致しますので、ご承知おきください。

次に、反問権及び反論権の活用を促すための具体案を検討するにあたり、各委員に反問権及び反論権の定義についてそれぞれ説明しました。反問権の定義については、本委員会での取り扱いとしては下記のとおりとすることで各委員が了とされました。

（反問権の定義）

その質問の意図が不明もしくは明確でない場合にそれのみを確認するために行う質問

また、反論権の定義は、下記の2案（選択肢1、選択肢2）を各委員が持ち帰り、次の委員会までどちらの案に賛成であるかの意見を用意することとなりました。

（反論権の定義）

選択肢1：細かく反論の範囲を規程し、逆質問について認めるかどうか、その場合「質疑はどうやって終わるか」について一致させる。

選択肢2：反論権に関する詳細な取り決めに放棄し、議会の品位を損なわない範囲で自由に答弁できる（当然、対等の権利として逆質問も含まれる）とし、問題が生じた場合は議長、もしくは委員長が整理することを明確にしておく。ただし、「質疑はどうやって終わるか」については一致した定義づけが必要。

次回（1月16日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（5）その他

インターネット中継及び資料のデジタル化（IT化）の実施スケジュールについて、事務局から説明がありました。インターネット中継については、平成27年9月定例会からの実施とすることで各委員が了とされ、資料のデジタル化については、平成28年1月頃から試行運用を行った上で、平成28年3月定例会からの本格実施とする事務局のスケジュール案に対し、1定例会でも早い実施となるよう努力して欲しいとの意見で、各委員が了とされました。

以 上